経済産業大臣 殿



 (3)

 申請者 住 所 (〒 100-0081 )

 (注1)
 東京都千代田区霞が関1-1-1

 氏 名 経済産業株式会社

 代表取締役 経済 一郎

 (法人にあっては名称、代表者の役職・氏名)

 電話番号 (00)0000 - 0000

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

## 変更対象事業計画(注2)



設備 I D (識別番号)	AA123456C13
発電設備の名称	経済クリーン太陽光発電所
運転開始の有無(注3)	■運転開始前
連転開始0/月無(在3)	□運転開始後(運転開始日: 年 月 日)

担当経済産業局(注4)





認定計画情報(	(注5)	7	8	9	10
変更項目	変更前	変更 の無	変更後	変更理由	備考
事業者名 (注6)	ケイザイ産業株式会社	■有□無	METI株式会社		□地方 税七条に 大第二四定法 人
課税事業者の該否 (注7)	□課税事業者に 該当する (消費税を申告・納税されている方) □課税事業者に該当しない(消費税を申告・納付されていない方)	□有■無	□課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方) 年月日 □課税事業者に該当しない(消費税を申告・納付されていない方) (インボイス登録取消又は失効年月日) 年月日		
法人番号/インボイス発行事業者の登録番号(注8)(注9)	000000000000	■有□無	11111111111111/インボイス発行 事業者の登録番号(Tを除いた 数字13桁)		
法人の代表者氏名 (注9)	代表取締役       氏名     経済     一郎	■有□無	代表取締役       氏名     経済       五郎		
	投職         取締役		役職 <b>取締役</b>		
	氏名 経済 二郎		氏名 経済 三郎		
法人の役員氏名	<b>役職</b>	■有□無	<b>役職</b>		
(注9)	氏名		氏名		
	役職		役職		
	氏名		氏名		
密接関係者(注10)		□有□無			
事業者の住所(注 9)	(〒 100-0011) 東京都千代田区霞が関1-2- 2	■有□無	(〒 100-0013) 東京都千代田区霞が関 2 - 2 - 2		
発電設備の区分 (注11		□有■無			

発電設備の出力 (kW)(注12 )	100.0	■有□無	□電力 会社都 合 □上記 以外
最大受電電力( k W) (注 1 3)	<ul><li>□ 発電側託送供給料金の支払</li><li>者</li></ul>	□有■無	□ 発電側託送供給料金の支払者
パワーコンディショナーの自立運転 機能の有無 12	□ 有( kW) (自立運転機能 kW) ) □ 無	□有 ■無	□ 有( kW) (自立運転機能 kW ) □ 無
給電用コンセント の有無 <b>(3</b> )	□ 有 □ 無	□有■無	□ 有 □ 無
発電設備の名称 (注9)		□有■無	
設備の設置場所 (注14)	(〒100-0013) 東京都千代田区霞が関1-1- 1	■有□無	(〒100-0013) 東京都千代田区霞が関1-1- 1 他1筆
複数太陽光発電設 備設置事業の該当 性(注15)	□ 第一種複数太陽光発 □該当 電設備設置事業 する 第二種複数太陽光発 電設備設置事業 □該当しない	□有■無	□ 第一種複数太陽光発電 □該当 設備設置事業 する □ 第二種複数太陽光発電 設備設置事業 □該当しない
太陽光発電設備の 設置形態 (注16) 14	は ままる は	□有 ■無	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	□営農		□ 営農

	製造事業 者名		□有■無	以外	
太陽電池に係る事項	種類		□有■無	□製造 事業者	
	変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率	_ □有 ■無	□製造 事業者 □隙	余外 頁該 生
(注 1 7)	型式番号		□有■無		別紙 )
15	枚数(枚		□有■無		
	合計出力 (kW)		□有■無		
配線方法(注18)	)		□有┃		
<b>値</b> 自家発電 設置の有	設備等の 無	押し上げ効果の有無 自家発電設備等の種類	□有■無	押し上げ効果の有無自家発電設備等の種類	
		プロースの他 ( ) □無		プロー	
電気事業 気供給量	者への電 の計測方		□有■無		
接続契約	締結日	年 月 日	□有■無	□接続 契約解 約後の 再締結 □ 日 年 月 日 総検討 後の再 締結 (注1 9)	

保守点検〕 (注20)		法人名(法人の場合):ケイザイ産業 株式会社 責任者氏名:経済 一郎 所属・役職(法人の場合):代表取締役社長 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):000000000000000000000000000000000000			<b>イ産業 株式会社</b> 責任者氏名:経済 一郎 所属・役職(法人の場合):代表取締役社長 電話番号:() – 法人番号(法人の場合):00000		):代表		
(注21)				□有■無				□別紙あり	
		当該発電設備に おける発電電力 量の見込み	kWh/年		当該発電設備における発 電電力量の見込み	k W n / 年		第一種	
(18)		自家消費等の量 の見込み	kWh/年		自家消費等の量の見込み	<mark>31,536</mark> k W h /年		複数太 陽光発	
自家消費等		自家消費等の用 途		■有	自家消費等の用途	工場設備 への供給		電設備 設置事	
(注22)	)	前年の電力消費量(既築電設備 物に発電で設置する場合)	kWh/年		前年の電力消費量(既築 建造物に発電設備を設置 する場合)	<b>50,000</b> k W h /年	i .	業を営合 は は する と	
		自家消費等の比 率	%		自家消費等の比率	30%			
□外部積立て(法第15条の1 2から第15条の16までに規 定する方法により解体等積立金 を積み立てる場合をいう。以下 同じ。) □積立て対象外			複陽電設業むはすと数光設置を場記る太発備事営合載こ						
		策定ガイドライン インに従って適切			ドライン並びに説明会及び E 2 4 )	事前周知措	昔置実施	•	
19					関係法令(条例を含む。)	)の規定を	沙遵守す	•	
澊		由がないのに当該 いるものでないこ		再生同	可能エネルギー発電設備を	用いて既に	2発電を	•	
事	守 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。ま また、設置後は速やかに報告すること。				こと。ま	-			
項 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切 注 維持管理すること。					•				
2 3	と。				くことがないよう、適切フ		- , -	•	
	針に基づい	へた出力制御の要	請を受けたときは	、適切	E送配電事業者から国が定 Jな方法により協力すること	<u>L</u> 。		•	
	と。				て、経済産業大臣に対して			-	
		この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。 を遵守し適切に行うこと。						•	

申請時又は運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書、工事計画(変更)届出書 又は使用前自己確認結果届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す 写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合の 書類の 付  $\mathcal{O}$ 変更後書類名 変更理由 備考 種類 有 無 ①印鑑証 有 明書(注 26) 無 ②発電設 備の設置 場所に係 有 全部事項証明書 る登記簿 謄本(注 無 26) ③土地の 取得を証 する書類 不動産売買契約書 等(注2 無 7) 21) ④建物所 有者の同 添 意書(屋 □ 根設置の 有 付 太陽光発 □ 電設備の無 書 み) (注 28) 類 ⑤検査済 (注25) 証の写し (屋根設 置太陽光 発電設備 で複数太 陽光発電 有 設備設置 事業を営 む場合の 無 み) (注29 (注3 0) ⑥建物の 登記事項 証 明 書 (屋根設 置太陽光 発電設備 で複数太 有 陽光発電 設備設置 事業を営 む場合の み) (注 29)

で画又前認出し設光備() 工届は自結書(置発の注 事出使己果の屋太電み3 1 計書用確届写根陽設)1	□有□無		
⑧池が設てと図写根陽設数発設を合()太の屋けいを面真設光備太電置営の注陽全根らる示及(置発で陽設事むみ3電でにれこすび屋太電複光備業場)2	□有□無		
⑨構造図 (注33 )	有□無	設備(太陽光モジュール等) 配置図	
<ul><li>⑩配線図 (注33</li><li>)</li></ul>	有□無	単線結線図	
⑪接続の 同意を証 する書類 の写し	有口無	接続契約書	
⑪最大受 電電力を 証する書 類(注3 4)	□有□無		
③事業実 施体制図 (注35 )	■有□無	事業実施体制図	

全 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□有□無		
⑤成定規許得示(得な() 宅及盛制可状す許が場注 地び土法の況書可必合3 造特等の取を類取要)6	□有□無		
100の係を類が場で、 が別の係を類が場で、 が場で、 が場で、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	□有□無		
⑪り法の況書可必合3 地等の取を類取要) す防許得示(得な() る6 3 6	□有□無		
<ul><li>⑱地に害に法可状す(得な() 急のよの関律の況書が場注 傾崩る防すの取を事び場合3 斜壊災止る許得示類取要)6</li></ul>	□有□無		

<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		
∞域のつ町前行のび町見書3別は囲てに談た類該の係()地民に市事を際及市意る注し日本にある。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
②の内前置し配又板体し治誌し()8説開又周をた布は、広く体へた注(明催は知実際書回自報は広掲書3注会案事措施の類覧治若自報載類73回 日本日本		
②の内し地民が書3で 会案施辺住囲る注 会案施辺住囲る注 37)明 37)明 37)明 37)の 37)の 37)の 37)の 37)の 37)の 37)の 37)の		
②説明会における配布資料 (注37)		

図の名事措施象が書() 説出簿前置しの分類注() 会者は知実対囲る 73 133 133 133 133 133 133 133 1		
<ul><li>③説明会 □</li><li>の議事録 有</li><li>(注37 □</li><li>無</li></ul>		
⑩の又周のにけ等該対答( 説開は知実受た及質す 会後前置後付問当に回 注3 7		
) (注 3 (注 3 (注 明報は知要 (対 明報は知要 (注 明報は知要 (注 3 (注 3 () 3 (注 3 () 3		
②受始こす会の書類 (注3)		
②その他 有 1 □ 無	事業譲渡契約書	
<ul><li>30その他 有</li><li>2 無</li></ul>	公図	
<ul><li>③その他</li><li>3 (注3 有</li><li>9) (注 □</li><li>40) 無</li></ul>		

法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。 変更前の認定計画を記載すること。 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続(変更認定申 (注1)

(注2) (注3)

請、事前変更届出、事後変更届出)をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発 行の書類を提出すること。

(注4) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること

A:北海道経済産業局、B:東北経済産業局、C:関東経済産業局、D:中部経済産業局、 E:近畿経済産業局、F:中国経済産業局、G:四国経済産業局、H:九州経済産業局、 I:内閣府沖縄総合事務局

- (注5)
- 1: 内阁府伊縄総合事務局 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更 (注6) する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある
- (注7) 事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者 でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業 者に該当する」場合には、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)としての登録を受 けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
- 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知 (注8) 一次の日本はているが関するに取りること。てい际、伝入省方については、国代厂から指定・連知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録番号については、「T」(ローマ字)を除いた13桁の数字を記載すること。
   (注9) 本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第5、様式第5の2又は様式第6により届け出ること。
   (注10) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

- (注11)発電設備の区分は次の記号にて記載すること。

S:太陽光発電

T:太陽光発電 (ダブル発電)

- (注12) 発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各条列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力を移ります。 か小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、10kW以上50k W未満になる場合は様式第3の2、50kW以上になる場合は様式第3により申請すること。 また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変 更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出する
- (注13) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注14) 地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合は、全ての 設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。 市町村合併や区画整理等により設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第5により届 け出ること。
- 第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有 (注15) していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電 気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が10kW以上50kW未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、そ の出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽 光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であ って、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が50kW以上となる場合をいう。 なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業として認定 を受ける場合は、解体等に要する費用を、外部積立て(法第15条の6から第15条の10ま でに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。)の方法により積み立てるも のとする。
- (注16) 屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること
- (注17) 太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、 別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について 記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

A1:単結晶のシリコンを用いた太陽電池 A2:多結晶のシリコンを用いた太陽電池

B:薄膜半導体を用いた太陽電池

C: 化合物半導体を用いた太陽電池

変更前の変換効率は、 「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方に チェックを入れること。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電 設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるもの である場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。 太陽電池の合計出力は小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。

(注18) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。

Z:全量配線

Y:余剰配線

- (注19)接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される 場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工 事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後 に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電 系統の変更(移設の場合を除く)、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設 者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。 (注20)保守点検責任者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注21) 事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載す ること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボック スにチェックを付して、別紙として作成すること。
- (注22) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自 家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の 需要場所における前年(法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間)の電力消費 量を証明できるものを併せて提出すること。
- (注23)事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付す
- (注24) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際 のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注25) 認定計画の内容の変更に伴い、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。 (注26) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行され
- た原本に限る。
- 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付する (注27)
- (注28) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注29) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない 場合には、運転開始までに提出すること。
- (注30) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が 記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産 省・国土交通省令第6号)第1条第1号に規定するA構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利 用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第3項又は第4条第1項の認定を受け たものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係
- る通知書及び申請書(副本)の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。 (注31)工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関 する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出 書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注32) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出するこ
- (注32) 標準構造図及び標準配線図の変更については、提出を省略することができる。変更後の欄に 「提出省略」と記載すること。それ以外の図面の変更の場合は、変更後の図面を提出する
- (注33) 発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。 (注34) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる 書類を添付すること。 (注35) 当該申請(提出)に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制(保守点検
- 会社等の事業実施関連会社や、申請者(提出者)が法人である場合には密接関係者)を明らか にする書類を添付すること。
- 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、第4条の2第2項第7号の2に 掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊 による災害の防止に関する法律における許可等の処分(宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造 成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。)が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を 受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注37)説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催し た場合に添付すること。

- (注38) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場
- (注38) 事則同知宿直を天施り入る日子可能一八ルス 元电ず来 このって、チョップスの日直こへ流るに派 合に添付すること。 (注39) 太陽光発電設備の出力を10kW以上から10kW未満に変更するために申請書を提出する場合、「太陽光発電設備の出力減少に伴う廃棄の実施状況等報告書」を添付すること。 (注40) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

## <備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とす ること。

## 記載方法

No	項目	必須有無	記 入 内 容
1)	_	_	・認定された再生可能エネルギー発電事業計画について、以下の「変更内容ご
			との変更手続の整理表」で変更認定申請が必要とされている項目について
			は、本様式により申請してください。
			https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/d
			1/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf
2	=	必須項目	・申請書の提出日を記入します。
3	申請者情報	必須項目	・申請者の事業者情報を記入します。
(注1)			・住所(法人の場合は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地)、氏名(法
			人の場合は法人名称(登記簿上の名称)及び代表者の役職名、氏名)には、
			ふりがな(ひらがな)を付し、印鑑を押印します(法人の場合は代表者の登
			記印)。
			・電話番号は、日中に申請者に連絡がとれる電話番号を記入してください。
			・事業者の主体の変更の場合は、変更後の事業者情報を記入します。
			※事業者を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、承諾を得た事
			実を証する書類と印鑑登録証明書(印鑑証明書)を添付し、変更後の事業者
			が申請を行います。
4	変更対象	必須項目	・変更する事業計画の設備ID (識別番号)、発電設備の名称、発電設備の出
(注 2)	事業計画		力(kW)、発電設備の設置場所、運転開始の有無を記入します。
(注3)			・運転開始後を選択した場合は、受給が開始されたことを証する電力会社発行
			の書類を提出してください。
(5)	担当	必須項目	・申請書を提出する担当経済産業局の記号(申請書内(注4)より選択)を記
(注 4)	経済産業局		入します。
6	変更前情報	選択必須	・認定計画情報を変更する項目について、変更前の情報を記入します。
(注 5)		項目	
7	変更の有無	必須項目	・認定計画情報の各項目について、変更する場合は「有」を選択、変更しない
(注 5)			場合は「無」を選択し、チェックを付します。
8	変更後情報	選択必須	・認定計画情報を変更する項目について、変更後の情報を記入します。
(注 5)		項目	※子メーターを設置する場合、電気事業者への電気供給量の計測方法の欄に
			「子メーター計測」と記入するとともに、変更前の計測方法は「単独計測」
			と記入してください。
9	変更理由	必須項目	・変更理由を簡潔に記入します。変更理由がチェック項目に該当する場合はチ
(注5)			エックを付します。

10	備考	任意項目	・認定計画情報について記載すべき事項があれば記入します。
(注 5)			・添付書類においては、変更前・変更後両方の書類を提出する場合には、その
			旨を記入します。
			・事業者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合には「地方
			税法第七十二条の四に規定する法人」にチェックを付します。
			(地方税法第72条の4に規定する法人)
			- 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で
			定める公共団体
			<ul><li>地方独立行政法人</li></ul>
			- 法人税法別表第一に規定する独立行政法人
			- 国立大学法人等及び日本司法支援センター
			- 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融
			公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及
			び地方公共団体金融機構法 (平成十九年法律第六十四号) に規定する地方
			公共団体金融機構
			- 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下
	VI. 1 17	V 45-55 F1	水道事業団
(1)	・法人番号	必須項目	・法人番号は13桁の数字を記入します。詳しくは以下のURLをご参照くださ
(注8)	・インボイ	(法人の	
(注9)	ス発行事業	場合)	国税庁法人番号公表サイト
	者の登録番		https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
	号		・課税事業者に該当する場合、Tを除いたインボイス発行事業者の登録番号を
			記入します。
			・2023年度以降の新規認定について、課税事業者はインボイス登録事業者
			である事が認定基準になりますのでご注意ください。
(12)	パワーコン	選択必須	・第一種複数太陽光発電設備設置事業において、設置するパワーコンディショ
(12)	ディショナ	選択必須   項目	・第一種後数へ陽九光电設備設直事業において、設直するパケーコンティショ ナーの自立運転機能の有無及びその内容について変更がある場合、変更前後
	一の自立運	快日	の内容を記入します。
	転機能の有		の内谷を記入しまり。
(19)	無無のなる	海和 3/25	・第一種複数太陽光発電設備設置事業において、給電用コンセントの有無につ
13)	給電用コン セントの有	選択必須	・ ・ ・ 市一種 復数 人 勝
	セントの有無	項目	v・C及実がのる場合、変更削後のPI名を記入しまり。
(14)	太陽光発電	選択必須	・屋根設置もしくは地上設置のうち該当する項目を選択してチェックを付しま
(注 16)	設備の設置		
(12.10)	形態	項目	す。
15	太陽電池に	選択必須	・太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号、枚数、合計出力を記
(注17)	係る事項	項目	入します。
			・変換効率については、(注17)を参考とし、備考欄において該当する項目
			を選択してチェックを付します。
			・添付書類は以下のとおりです。
			① 構造図(設備配置図)
<u> </u>		<u> </u>	

16	自家発電設	選択必須	・自家発電設備等の設置の有無について変更する場合、自家発電設備等の
	備等の設置	項目	種類、押し上げ効果の有無について該当箇所にチェックを付します。
	の		
	有無		
17)	保守点検及	選択必須	・保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目、実施スケジュール等に変
(注 21)	び維持管理	項目	更がある場合、次の書類を別紙で作成し添付します。
	計画		-変更事項の変更前及び変更後の比較表。比較表には変更理由を記入しま
			す。
			-変更後の保守点検又は維持管理計画表
18	自家消費等	選択必須	・第一種複数太陽光発電設備設置事業において、発電出力の変更等に伴って自
(注 22)	計画	項目	家消費等計画を変更する場合、変更前後の計画の内容を記載します。
19	遵守事項	必須項目	・事業者の主体の変更の場合は、遵守することに同意する項目にチェックを付
(注 23)			します。
20	変更後書類	選択必須	・添付が「有」の場合は、添付する書類名を記入します。
	名	項目	・書類名は適切な名称を記入します。
21)	添付書類	選択必須	・添付有の提出書類がある場合は、その書類名を記入します。
(注 25)		項目	・書類名は適切な名称を記入します。
			・変更内容に応じて必要な添付書類名を記入します。
			・添付書類は以下の「変更内容ごとの変更手続の整理表」を参照ください。
			https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving and new/saiene/kaitori/dl/fit
			2017/henkou seirihyou.pdf
			・添付書類を作成する際には、以下の認定申請書の記載要領を参照ください。
			https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving and new/saiene/kaitori/dl/fit
			2017/youshiki mihon 02.pdf